

旅券(パスポート)申請のお知らせ

7月1日から旅券(パスポート)の申請及び交付等を日高町で取扱います。

これまで、旅券の申請、交付の手続きは日高振興局等で行っていましたが、日高町に住民登録のある方は、7月1日から本庁住民課及び総合支所住民生活課で行うことになります。

なお、7月1日以降は日高町に住民登録のある方は、日高振興局及びパスポートセンターでの手続きは出来ませんので、ご留意願います。

申請書等は本庁住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、総合支所住民生活課にあります。申請に必要な書類などは「パスポート申請書のご案内」を参照ください。

尚、写真・収入印紙・収入証紙についてはご持参願います。

◎窓口開設日及び開設時間

○開設日 月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝祭日等の休日及び年末年始の閉庁日は休みます。)

○開設時間 申請の受付 午前8時30分～午後4時30分
旅券の交付 午前8時30分～午後5時

◎取扱対象者 日高町に住民登録のある方

◎開設窓口 本庁住民課・総合支所住民生活課

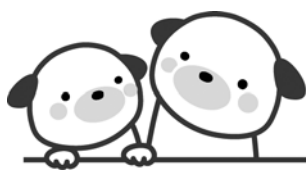
◎交付手数料 交付時に収めていただきます。

旅券の種類	収入印紙	収入証紙	手数料合計
10年	14,000円	2,000円	16,000円
5年(12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
5年(12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円

〈お問い合わせ先〉

役場住民課 住民・年金・地域安全グループ 電話01456-2-6182

日高総合支所 住民生活課住民・福祉グループ 電話01457-6-3173



飼い主の皆さんへ (門別地区)

～ 狂犬病予防注射の接種 ～

日本では、狂犬病予防法に基づいたワクチン接種や放浪犬の捕獲等の地道な対策を続けて狂犬病を撲滅しましたが、アメリカ、ヨーロッパ等の国々やアジア、特に隣の韓国やロシアでも発生していることから、再び国内に侵入することが危惧されております。

狂犬病予防法により、犬の飼い主は毎年1回、犬に狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

5月をもって町内巡回予防注射は終了しましたが、受けることができなかった方は、日高町獣医師会や近隣の動物病院で接種できるよう連絡調整を図りますので、ご相談下さい。

◎お問い合わせ先

役場住民課 社会・環境グループ 電話 01456-2-6182

日高門別土地改良区 からのお知らせ

◎日高門別土地改良区の日高地区総代が決定しました。

土地改良区の合併に伴う総代補欠選挙が日高地区において行われ、5月26日開催の選挙会で次の方々の当選が決定しました。

任期は平成23年5月6日までです。

(敬称略)

- ・ 松浦有伴 (日高)
- ・ 佐藤登男 (日高)
- ・ 矢野晴幸 (栄町)
- ・ 松井幹男 (千栄)
- ・ 伊東文夫 (千栄)

北海道苦情審査委員制度の お知らせ

道の仕事に関して、皆さん自身の利害にかかわる苦情は、「苦情審査委員」に申し立ててください。

苦情の解決に向けて、簡易な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から、道の業務や制度の内容など、迅速に処理します。なお、個人情報保護には十分配慮します。

● 苦情の窓口は、道庁の「道政相談センター」のほか、各総合振興局(振興局)の「道政相談室」です。

● 制度の概要と苦情申立書をセットにしたリーフレットを用意してお

ります。苦情の窓口へ連絡してください。

● 道のホームページでも苦情審査委員制度をお知らせしています。トップページの相談窓口↓道政一般からご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp>

● 苦情の申立方法は、所定の「苦情申立書」により、郵送、ファックス、メールでも申立ができます。

▼連絡先

北海道総合政策部知事室
道政相談センター
電話 011-204-15022

「農地の相続等の届出」 について

農地法改正に伴い、農地法の許可を要しない相続等により農地を取得した場合には、遅滞なくその農地が所在する農業委員会への届出が必要となります。

この届出の主旨は、農地を取得した後の遊休農地化などを防ぐために、取得者に対して管理計画を確認するものです。

なお、届出書類については農業委員会へお問い合わせ下さい。

▼お問い合わせ先

日高町農業委員会事務局
電話 014561216189

非自発的失業者の方の 国民健康保険税の軽減について

解雇や倒産などにより離職し、国民健康保険に加入された方の保険税を軽減する制度が、平成22年4月から始まりました。

■ 〔対象者〕

65歳未満の方で、平成21年3月31日以降に離職し、雇用保険の特定受給資格者（倒産による離職）及び特定理由離職者（雇い止め等による離職）として失業給付をうける方。

雇用保険受給資格者証の離職コードが次の場合

- ・ 特定受給資格者 11.12.21.22.31.32
- ・ 特定理由離職者 23.33.34

■ 軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。

■ 軽減期間

離職した翌日から翌年度末までの期間です。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、社会保険等に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

■ 申請方法

雇用保険受給資格者証・国民健康保険証・印鑑を持参のうえ、役場税務課・役場厚賀出張所・水くらしサービスセンター・日高総合支所に申請して下さい。

■ 問い合わせ先

日高町役場 税務課 課税グループ 電話 01456-2-6184